

「おっくとすりりん」着ぐるみ等貸出規程

目的

第1条 本規程は、小児臨床試験啓発のためのキャラクター「おっくとすりりん」の着ぐるみ及びのぼり旗(以下、「着ぐるみ等」という)の貸出について必要な事項を定めることを目的とする。

管理

第2条 着ぐるみ等は小児ネットワーク事務局(以下、「事務局」という)にて管理する。

貸出対象

第3条 着ぐるみ等の貸出対象は、小児治験ネットワーク加盟施設とする。

貸出手続・貸出期間

第4条

1. 着ぐるみ等の貸出を希望する者(以下「貸出申請者」という)は、貸出申請書を以下の期日までに事務局に提出する。
 - (1) 送付先が沖縄県を除く日本国内の場合:貸出日の14日前まで
 - (2) 送付先が沖縄県の場合:貸出日の30日前まで
2. 事務局は、提出された貸出申請書を確認し、貸出の可否を判断する。
3. 貸出期間の上限は概ね1週間程度とする。なお、上限を超える期間の貸出を希望する場合は、貸出申請書と事務局で協議の上、貸出期間を決定する。

取り扱い・返却

第5条

1. 貸出を許可された貸出申請者は、事務局の指示に基づき、着ぐるみ等を取り扱わなければならない。
2. 貸出申請者は、借用期間中は着ぐるみ等を破損、紛失等しないように保管しなければならない。
3. 貸出申請者は、予め貸出申請書に記した返却日までに着ぐるみ等を事務局に返却しなければならない。

禁止行為

第6条 着ぐるみ等について以下の使用を禁止する。

- (1) 営利目的での使用
- (2) 第三者への譲渡又は転貸

- (3) 「おっくとすりりん」及び小児臨床試験の正しい理解を妨げるおそれのある使用
- (4) 「おっくとすりりん」及び小児臨床試験のイメージを損なうおそれがある使用
- (5) 法令や公序良俗に反するおそれがある使用
- (6) 雨天又は降雪時の屋外での使用
- (7) 「おっく」又は「すりりん」の単体での使用
- (8) 事務局が不相当と判断した使用

貸出又は使用の中止

第7条 着ぐるみ等について、本規程に反する使用が認められた場合、事務局はその使用を止めさせる等、必要な措置を講じる。

費用

第8条 「おっくとすりりん」の貸出に関する費用(送料を含む)は、原則無償とする。

汚損・破損・紛失

第9条

1. 貸出申請者は、着ぐるみ等の汚損、破損、紛失等を確認した場合は、速やかに事務局に報告する。当該汚損等のクリーニング、補修等については、貸出申請者及び事務局が協議の上対応することとする。また、紛失等により返却が不可能となった場合、貸出申請者は着ぐるみの再製作費用または購入価格相当額を損害賠償として事務局に支払うものとする。
2. 貸出申請者が故意又は重大な過失により着ぐるみ等を破損又は紛失した場合、事務局は貸出申請者に対し、弁償させることができる。
3. 本条の規定は、事務局による損害賠償その他の請求を妨げないものとする。

免責

第10条 事務局は、着ぐるみ等の貸出又は使用に関して貸出申請者又は第三者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

補則

第11条 本規程に定めるもののほか、着ぐるみ等の取り扱いに関する必要な事項は、事務局が別に定める。

【附則】

施行期日

本規程は、令和8年3月2日から施行する。